

千葉銚子オフショアウインド合同会社「(仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和7年1月14日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」について、千葉銚子オフショアウインド合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第1項の規定に基づき、千葉県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：千葉県銚子市沖に設定された促進区域
原動力の種類：風力（洋上）
出 力：403,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2年 6月26日
環境大臣意見受理	令和 2年 8月25日
経済産業大臣意見発出	令和 2年 9月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 4年 4月27日
住民意見の概要等受理	令和 4年 6月22日
千葉県知事意見受理	令和 4年 9月20日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年10月19日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 6年 4月22日
住民意見の概要等受理	令和 6年 7月 5日
千葉県知事意見受理	令和 6年10月25日
環境大臣意見受理	令和 6年12月 6日
経済産業大臣勧告発出	令和 7年 1月14日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、植田
電話番号：03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

ア 本事業計画の今後の検討に当たっては、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づき、令和元年11月に設置された「千葉県銚子沖における協議会」での協議の結果を踏まえ、適切に対応するとともに、関係機関等と調整を十分に行い、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

イ 対象事業実施区域内において、他の事業者による風力発電所が稼働中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有すること。

(2) 事後調査等について

洋上風力発電事業の実施による環境影響に係る科学的知見は十分に蓄積されていないことから、あらかじめ環境影響の予測・評価を十全に実施することが難しく、環境保全措置の効果の不確実性が高い項目もあるため、事後調査等を実施することが重要である。このため、本事業による環境影響を適切に把握できるよう、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえて、事後調査等に係る具体的な計画を策定し、評価書に記載すること。また、以下の措置を適切に講ずること。

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ 事後調査において生息分布等の変化を把握する際には、事業区域及びその周辺での忌避行動を整理し、採餌場等の生息環境の減少・消失による影響も適切に把握すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、海鳥が多く飛来しており、「環境省レッ

ドリフト 2020」(令和2年3月環境省)に基づき絶滅危惧 I A 類に分類されているウミスズメ等が確認されているほか、オオミズナギドリの個体数が多くなっている。いずれの種においても、ブレード回転域の利用頻度は低い又は利用はないことなどから、ブレード・タワー等への接近・接触の可能性は低く、影響は小さいと予測されているが、対象事業実施区域及びその周辺を餌場として利用していることに加え、鳥類への影響の予測には不確実性を伴うことから、バードストライク等の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避し、又は低減する観点から、以下の措置を適切に講ずること。

ア 鳥類に係る事後調査について、風車稼働時における鳥類の状況を確認するため、1.(2)の内容を踏まえ適切に実施すること。

イ 洋上では鳥類の死骸確認調査が実施できないため、鳥類の衝突を監視するカメラ等を活用した事後調査が有効である。最新の知見及び専門家等の助言を踏まえ、本事業による鳥類への影響が適切に把握できるよう更に検討すること。なお、設備点検等の際には、鳥類の衝突の有無の把握や衝突した鳥類の種の特定に資するよう鳥類の衝突の痕跡等の情報の取得に努めること。仮に、衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺において、風力発電機設置位置以外で高度 M 域若しくは L 域を利用している鳥類のうち、特にカモ科、ミズナギドリ科、ウ科及びカモメ科については、予測対象種として選定することを検討すること。

(2) 海生生物に対する影響

対象事業実施区域の一部及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省)に抽出されているほか、スナメリの地域個体群が確認されているなど、海生生物の生息環境として重要な海域となっており、風力発電設備の工事及び稼働による水中音の海生生物への影響が懸念される。このため、本事業の実施による海生生物への影響を回避し、又は低減する観点から、1.(2)の内容を踏まえ事後調査を適切に実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。